

(令和7年度第2回教育・保育・子育て支援部会資料)

① 2号・3号（保育）の量の見込みについて

「**就学前児童数**」×「**保育ニーズ率（※）**」で量の見込みを算出

※ 保育を利用したい人の割合（保育利用希望者数/就学前児童数）

1. 当初見込み（変更前）の保育ニーズ率

【**①無償化をしない場合のR7以降の保育ニーズ率**】
過去（～R6）保育ニーズ率は毎年増加していることから、R7以降も過去と同程度、毎年増加すると見込む

↓
【**②第2子保育料無償化実施後の保育ニーズ率**】
ニーズ調査（R5実施）により判明した、無償化による保育ニーズ率増加の影響（5%程度）を①に加算

2. 変更後の保育ニーズ率

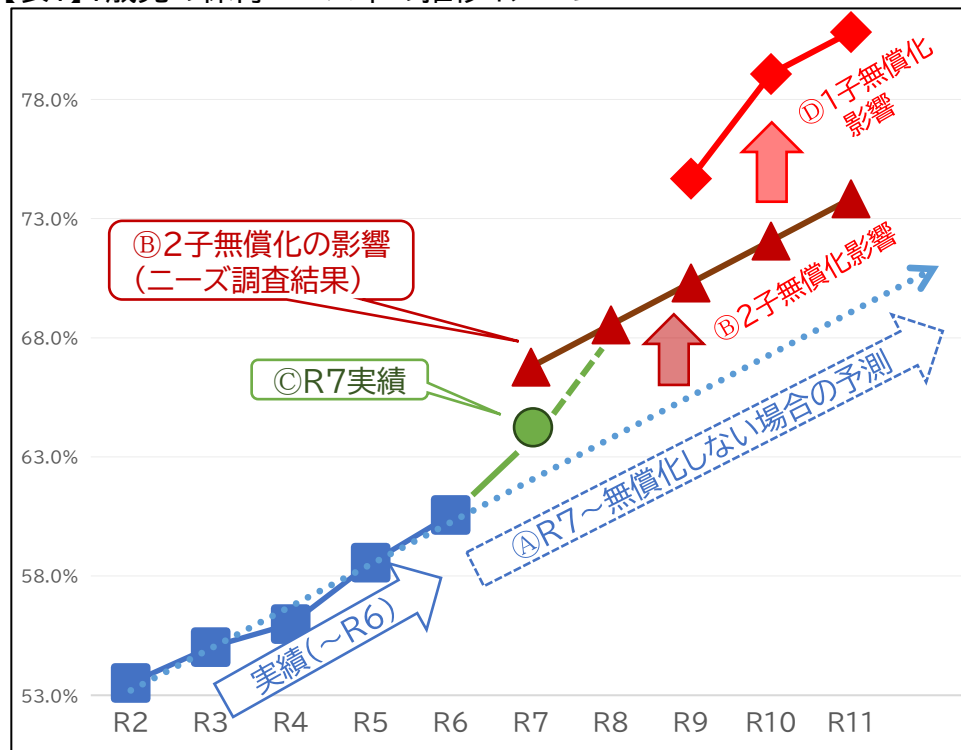
【**③R7の保育ニーズ率（2子保育料無償化後）**】
R7の保育ニーズ率実績については、当初見込みより低かった（1・2歳児：見込み65.9%→実績64.6%）

↓
【**④R8以降の保育ニーズ率（2子保育料無償化後）**】
R8以降は当初の見込み通りとする

・他都市では、無償化の効果は2年で出ている（表2）
・当初、1年（R7）で無償化影響が出ると考えていたが効果が2年で出ると考えると、R8の保育ニーズ率は当初見込みと同じになる

↓
【**⑤R9以降の保育ニーズ率（1子保育料無償化後）**】
第1子保育料無償化による影響を上段の見込みに加算（7%程度）

【表1】1歳児の保育ニーズ率の推移イメージ



【表2】第2子無償化をR5年4月から開始した市町村における保育ニーズ率（1・2歳児）の増加状況

市町村	実施前	1年後	2年後	計
札幌	55.7%	+2.8%	+3.2%	+6.0%
静岡	60.4%	+5.4%	+0.8%	+6.2%
堺	64.3%	+4.1%	+2.2%	+6.3%
福岡	59.2%	+3.2%	+1.7%	+4.9%
北九州	55.2%	+4.0%	+4.4%	+8.4%

② 1号・2号（幼稚園）の量の見込みについて

2号（保育所）・3号と同様、以下のとおり見込みの保育率を算出し、就学前児童数に乗じて必要な量を見込む

②-1. インターナショナルスクール・在宅ニーズの算出

インターナショナルスクール・在宅ニーズ

	3歳	4歳	5歳
R7	8.3%	5.9%	5.1%
R8	6.5%	4.7%	4.1%
R9	4.6%	3.4%	3.0%
R10	2.8%	2.2%	2.0%
R11	1.0%	1.0%	1.0%

インターナショナルスクールや在宅ニーズについては、現計画最終年度であるR6年度の見込みを基に、以降は保育ニーズ率の高まりを受けて、徐々に減少していくことを想定している。一方で、ニーズが完全になくなることは想定しがたいため、第3期計画最終年であるR11年度には、1%になると見込む。

②-2. 1号・2号（幼稚園）ニーズの算出

①で2号（保育所）ニーズ、②-1でインターナショナルスクール・在宅ニーズを算出したことから、次のとおり1号・2号（幼稚園）ニーズを算出する。

なお、1号・2号（幼稚園）の割合については、0～2歳児保育料無償化の影響を加味するため、ニーズ調査における2号（幼稚園）の結果を踏襲して算出する。

※実際には各区の保育ニーズ率に応じて、区ごとに1号、2号（幼稚園）のニーズを算出している。

100%

A: 2号（保育）ニーズ

	3歳	4歳	5歳
R7	63.0%	60.4%	57.2%
R8	64.3%	61.8%	61.4%
R9	66.1%	64.8%	62.2%
R10	71.7%	66.6%	65.4%
R11	74.9%	72.1%	67.1%

B: インターナショナルスクール・在宅ニーズ

	3歳	4歳	5歳
R7	8.3%	5.9%	5.1%
R8	6.5%	4.7%	4.1%
R9	4.6%	3.4%	3.0%
R10	2.8%	2.2%	2.0%
R11	1.0%	1.0%	1.0%

100%-A-B: 1号、2号（幼稚園）のニーズ

	3歳	4歳	5歳
R7	28.7%	33.7%	37.7%
R8	29.2%	33.5%	34.5%
R9	29.3%	31.8%	34.8%
R10	25.5%	31.2%	32.6%
R11	24.1%	26.9%	31.9%

◆ 量の見込みに対する確保策について

○ 1号・2号（幼稚園）の確保策について

1号・2号（幼稚園）児童については、「利用児童数が減少傾向にある」、「今後も保育所から認定こども園への移行が見込まれる（＝1号の入所枠が増加）」、「居住区以外の利用が多い」、「市単位では既に十分な入所枠がある」ことなどから新規の整備は行わず、不足する場合は区間調整によって対応する。

○ 2号（保育所）・3号の確保策について

原則、次の順により、入所枠を確保する。ただし、他区施設利用実績が多い区については、区間調整を考慮、また、不足する入所枠が特定の年齢のみかつ4人以下の場合については、既存施設の活用（※1）を検討する。

1. 保育所等の創設や増改築・企業主導型保育の入所枠を反映



2. 認定こども園への移行が確定しているものを反映



3. 新規施設の整備

- ・計画期間中0歳～5歳の入所枠が不足する見込みの場合、認可保育所の整備を行う
- ・ " 0歳～2歳のみ入所枠が不足する場合、地域型保育事業所の整備を行う

※1 既存施設の活用について

特定の年齢（1歳児が大半）の入所枠のみが不足する場合で、かつ不足数が4名以下の場合、認可保育所等を整備すると、不足していない年齢の入所枠に余剰が生じることから、施設整備によらない入所枠確保策を検討する。

例1) 期間限定保育、区間調整

例2) 認可定員と利用定員の差を利用

= 人材確保対策の推進により、既存施設活用を図る。